Miyoshi City News Release



令和7年10月6日

特定空家等への行政代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第22条第9項に基づき、危険な空き家を行政代執行により解体・撤去します。なお、本市において、空家法第22条第9項に基づく行政代執行による空き家解体は、今回が初めてとなります。

1. 対象となる空家等

(ア)所在地 三次市三次町1298番地2

(イ)構造木造瓦葺 2 階建(ウ)用店舗・居宅

(エ)築年数 不明

(オ)所有者 東京都在住者 (カ)周囲の状況 市道に接道

2. 空家の状況

令和5年9月に南側道路に面した外壁が落下。また屋根の瓦や外壁が脱落 しているため、柱・梁・外壁等が腐朽し、建物が変形している。

3. 対応経過

令和5年9月 空家法に基づく「指導書」交付

令和6年4月 空家法に基づく「勧告書」交付(以降、計3回)

令和6年11月 空家法に基づく「命令書」交付 令和7年3月 空家法に基づく「戒告書」交付

4. 行政代執行による解体

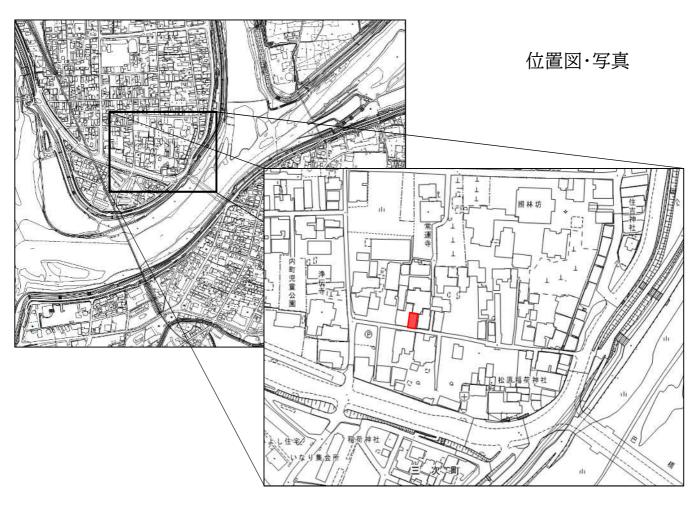
当該空き家は、建物の一部が崩落するなど、倒壊の危険性が高い状況にも かかわらず、空き家所有者は除却を行わないため、本市が所有者等に成り 代わり行政代執行により当該空き家を解体します。

5. 解体工事着手予定日時

令和7年10月22日(水) 午前9時15分

6. 工事費用

約400万円。 全額を国税徴収の例により、空き家所有者から徴収します。









広島県三次市

建設部 都市建築課 建築指導係 (担当:山田) TEL:0824-62-6385 FAX:0824-62-6166